

熊本県公報

第12900号
令和2年(2020年)
2月18日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 1
- 水俣芦北救急医療圏の救急病院等に関する認定…………… (医療政策課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4

登 載 依 頼

- 令和元年度(2019年度)第4回熊本県観光審議会の開催…………… (観光審議会) 4
- 令和元年度(2019年度)県立高等学校実習生産品等売払代金の収納事務の委託…………… (高校教育課) 5
- 令和元年度(2019年度)芦北地域保険医療推進協議会の開催…………… (芦北地域保険医療推進協議会) 5
- 第3回働き方改革検討委員会の開催…………… (教育政策課) 5
- 令和元年度熊本県青少年問題協議会の開催…………… (くらしの安全推進課) 6
- 令和元年度(2019年度)第2回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 6

正 誤

- 令和2年(2020年)2月7日熊本県収用委員会公告第1号(裁決 手続開始決定の更正決定)目次中…………… (収用委員会) 6

告 示

熊本県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
社会就労センターワーク ショップ八代 八代市沖町字六番割38 43番1	社会福祉法人みどり福祉会 八代市沖町字六番割38 43番1 理事長 城 信吾	自立訓練(生活訓練)	令和2年(2020年)2 月29日

熊本県告示第121号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年(2020年)2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町一丁目2番1号	令和2年(2020年)2月12日から 令和5年(2023年)

		2月11日まで
岡部病院	水俣市桜井町三丁目3番3号	令和2年(2020年)2月12日から 令和5年(2023年)2月11日まで

熊本県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字箱石3885番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字神石1848番1・字次郎迫3977・3984・3992合併（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字北法立1984番1、1986番1
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北法立1984番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置

いて縦覧に供する。)

熊本県告示第125号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字平田2444番1(次の図に示す部分に限る。)、2445番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平田2445番(次の図に示す部分に限る。)、2444番1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第126号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字熊ノ原269番1、269番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字熊ノ原269番1・269番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第92号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人宮地岳営農組合	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字落合1752番ほか109筆
小松 英雄	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字原口1529番1ほか15筆
小松 英雄	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字宝前2970番1ほか3筆
小松 英雄	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字鼻3250番4ほか21筆

川峯 直樹	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字五反原1860番1ほか11筆
川峯 直樹	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字不老川5170番1ほか1筆
川峯 直樹	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字梅ノ木山1843番1ほか1筆
田中 大地	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字山越5865番1ほか18筆
田中 大地	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字山越5851番3ほか19筆
立石 正道	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字原口1524番2ほか17筆
立石 正道	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字若宮5054番2
立川 徹	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字林4932番1ほか8筆
立川 徹	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字林4929番1
林田 祐知	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字井手川2229番1ほか24筆
林田 祐知	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字門ノ原2209番
林田 祐知	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字井手ノ山2881番
佐々木 崇	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字泊木場6031番1ほか3筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)2月10日

熊本県公告第93号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和2年(2020年)2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1419号	混合有機質肥料	混合有機質肥料5号	窒素全量：11.0 りん酸全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	令和8年(2026年)2月14日

登 載 依 頼

熊本県観光審議会公告第4号

令和元年度(2019年度)第4回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

令和2年(2020年)2月18日

熊本県観光審議会长

- 1 日時
令和2年(2020年)2月27日(木)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所
水前寺共済会館グレース2階「孔雀」(熊本市中央区水前寺1丁目33-18)
- 3 議題
(1)次期ようこそくまもと観光立県推進計画の策定について
(2)その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県観光審議会事務局（熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光物産課内）
 （電話096-333-2332）

熊本県教育委員会告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和2年（2020年）2月18日

熊本県教育長 古閑 陽一

委託した相手方の名称及び所在地	委託した収納の事務	委託期間
球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2657-4	南稜高等学校の実習 生産品売払代金の収 納	令和2年（2020年） 1月1日から 令和2年（2020年） 3月31日まで

芦北地域保健医療推進協議会公告第1号

令和元年度（2019年度）芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 令和2年（2020年）2月18日

芦北地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
令和2年（2020年）2月26日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
あらせ会館2階（熊本県水俣市栄町2丁目2番7号）
- 3 議 題
第7次芦北地域保健医療計画の取組状況について
- 4 報告事項
救急医療専門部会からの報告について
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
（1） 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
（2） 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 7 問合せ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会事務局（熊本県水俣保健所総務企画課）
（電話0966-63-4104）

熊本県教育委員会公告第6号

第3回働き方改革検討委員会の開催について
 第3回働き方改革検討委員会を次のとおり開催します。
 令和2年（2020年）2月18日

働き方改革検討委員会委員長 八 幡 英 幸

- 1 開催日時
令和2年（2020年）3月3日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレースシア 1階 芙蓉
- 3 議事（予定）
熊本県の学校における働き方改革推進プラン（案）について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1） 傍聴を希望される方は、午後1時から午後1時20分までに会議の会場において受付を行います。
（2） 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育政策課
（電話 096-333-2673）

熊本県青少年問題協議会公告第1号

熊本県青少年問題協議会の会議を次のとおり開催する。
令和2年(2020年)2月18日

熊本県青少年問題協議会
会 長 古 賀 倫 嗣

- 1 開催日時
令和2年(2020年)2月28日(金)
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
有害図書等の指定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県青少年問題協議会事務局(熊本県環境生活部くらしの安全推進課青少年班)
(電話096-333-2294(ダイヤルイン))

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和元年度(2019年度)第2回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(兼菊池地域健康危機管理推進会議)を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

令和2年(2020年)2月18日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和2年(2020年)2月26日(水)午後3時から午後4時まで
- 2 開催場所
菊池保健所 会議室
- 3 議題
(1) 救急病院等の認定に係る協議について(東熊本第二病院)
(2) 令和2年度(2020年度)菊池地域病院群輪番制について
(3) 菊池管内の救急搬送の状況について
(4) 健康危機管理事案発生時の体制について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
8人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
菊池市隈府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
熊本県菊池保健所総務企画課内
(電話0968-25-4156)

正 誤

令和2年(2020年)2月7日熊本県収用委員会公告第1号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	15	裁決手続開始決定の更正決定	裁決手続開始決定の更生決定